議案第48号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例等の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成23年9月7日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例等の一部を改正する条例 第1条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例(昭和53年杉並区条例第40号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(管理の業務を行うことができない法人等)

- 第13条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は これらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員 等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業 務を行うことができない。
- 2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(区が資本 金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除 く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができ ない。
- 3 杉並区教育委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又 は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限 責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、 指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 第2条 杉並区立杉並芸術会館条例(平成17年杉並区条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(管理の業務を行うことができない法人等)

第13条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は これらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員

- 等」という。)となっている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 2 区長又は副区長が無限責任社員等となっている法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 3 杉並区教育委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又 は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限 責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、 指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 第3条 杉並区立産業商工会館条例(昭和40年杉並区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(管理の業務を行うことができない法人等)

- 第15条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は これらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員 等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業 務を行うことができない。
- 2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 3 杉並区教育委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又 は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限 責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、 指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 第4条 杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例(昭和56年杉並区条例 第36号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(管理の業務を行うことができない法人等)

- 第10条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は これらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員 等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業 務を行うことができない。
- 2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 3 杉並区教育委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又 は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限 責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、 指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 第5条 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例(昭和57年杉並区条例第38号)の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

(管理の業務を行うことができない法人等)

- 第11条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は これらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員 等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業 務を行うことができない。
- 2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 3 杉並区教育委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又 は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限 責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、 指定管理者として管理の業務を行うことができない。

第6条 杉並区立保育所条例(昭和36年杉並区条例第19号)の一部を次のよう に改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(管理の業務を行うことができない法人等)

- 第3条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 3 杉並区教育委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又 は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限 責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、 指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 第7条 杉並区立公園条例(昭和51年杉並区条例第27号)の一部を次のように 改正する。

第21条の7の次に次の1条を加える。

(管理の業務を行うことができない法人等)

- 第21条の7の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役 又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任 社員等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理 の業務を行うことができない。
- 2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 3 教育委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並

区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

第8条 杉並区体育施設等に関する条例(昭和32年杉並区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(管理の業務を行うことができない法人等)

- 第17条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は これらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員 等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業 務を行うことができない。
- 2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 3 委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。
- 第9条 杉並区立図書館条例(昭和57年杉並区条例第26号)の一部を次のよう に改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(管理の業務を行うことができない法人等)

- 第10条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は これらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員 等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業 務を行うことができない。
- 2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(杉並区が 資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているもの

を除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 委員会の委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

指定管理者として管理の業務を行うことができない法人等に関する規定を設ける 必要がある。